平成２７年（フ）第８７号
群馬県桐生市相生町２丁目545番地の56　パレットアーツＣ号室
債務者　堀口　　良
1　決定年月日時　平成27年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第３０６号
川崎市高津区久末1785番地２　316
債務者　柳川　綾子
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２７９号
新潟市中央区大島202番地　グラースオーブ205号、前住所新潟市江南区亀田水道町１丁目２番38号
債務者　石山　未央
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３２０号
新潟市中央区弁天橋通１丁目36番17号
債務者　二宮　淑美
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３２３号
新潟市東区向陽１丁目９番地７　ハイツ向陽102号
債務者　吉岡ミチ子
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４２号
金沢市西金沢３丁目１番地５
債務者　福田惠知子
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２０２号
愛知県春日井市藤山台３丁目１番地５　357号棟301号室、従前の住所愛知県江南市古知野町杉山102番地１　荘苑江南405号
債務者　小田　　孝
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４０７号
名古屋市中川区東中島町２丁目１番地　市営中島荘３棟501号
債務者　福嶋　貴彦
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４６８号
名古屋市千種区月ケ丘３丁目７番20号　フォーブル月ヶ丘101号
債務者　小川美華子
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４９５号
名古屋市緑区徳重１丁目1310番地　リバーサイド扇台２Ｂ号
債務者　丹羽　優子
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５０８号
兵庫県西宮市森下町３番27―508号
債務者　大森　明美
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５４６号
兵庫県尼崎市東園田町６丁目71番地の２　園田リバーサイドマンション102号
債務者　齋藤　正志
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１０３号
山口県下関市入江町８番１号　入江ハイツ105号、前住所山口県下関市新地町５番25―202号
債務者　弘田　光也
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第９９号
愛媛県四国中央市寒川町2928番地かつら荘２号、前住所香川県木田郡三木町大字平木69番地５
債務者　植田由香利
1　決定年月日時　平成27年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第１０９号
愛媛県西条市飯岡150番地、前住所愛媛県西条市飯岡1935番
債務者　光藤　美香（旧姓秦）
1　決定年月日時　平成27年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第８０号
福岡県飯塚市鯰田1594番地12　県住１棟309号
債務者　廣津　眞徳
1　決定年月日時　平成27年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第５４号
福岡県田川郡大任町大字大行事175番地
債務者　山口　　孝
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
福岡地方裁判所田川支部